

第6章 地震災害対策計画

この章には、俱知安町地域防災計画のうち、俱知安町の地震災害に対する町民の心構えや防災訓練等の災害予防計画や地震情報の伝達等の災害応急対策計画が示されています。

第1節 総則	6-1
第1 計画の目的	6-1
第2 計画の性格	6-1
第3 計画推進に当たっての基本となる事項（防災ビジョン）	6-1
第4 計画の基本方針	6-1
第5 俱知安町の地形、地質及び社会的現況	6-2
第6 俱知安町及びその周辺における地震の発生状況	6-2
第7 俱知安町における地震の想定	6-2
第2節 災害予防計画	6-2
第1 町民の心構え	6-2
第2 地震に強いまちづくり推進計画	6-5
第3 地震に関する防災知識の普及・啓発	6-8
第4 防災訓練計画	6-10
第5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	6-11
第6 相互応援(受援)体制整備計画	6-11
第7 自主防災組織の育成等に関する計画	6-11
第8 避難体制整備計画	6-11
第9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	6-11
第10 火災予防計画	6-11
第11 危険物等災害予防計画	6-13
第12 建築物等災害予防計画	6-17
第13 土砂災害の予防計画	6-17
第14 液状化災害予防計画	6-17
第15 積雪・寒冷対策計画	6-19
第16 複合災害に関する計画	6-19
第17 業務継続計画の策定	6-19
第3節 災害応急対策計画	6-19
第1 応急活動体制	6-19
第2 地震情報の伝達計画	6-19
第3 災害情報等の収集、伝達計画	6-29
第4 災害広報・情報提供計画	6-29

第 5	避難対策計画.....	6-2 9
第 6	救助救出計画.....	6-2 9
第 7	地震・火災等対策計画.....	6-2 9
第 8	災害警備計画.....	6-3 1
第 9	交通応急対策計画.....	6-3 1
第 1 0	輸送計画.....	6-3 1
第 1 1	ヘリコプター等活用計画.....	6-3 1
第 1 2	食料供給計画.....	6-3 1
第 1 3	給水計画.....	6-3 1
第 1 4	衣料・生活必需物資供給計画.....	6-3 1
第 1 5	石油類燃料供給計画.....	6-3 1
第 1 6	生活関連施設対策計画.....	6-3 1
第 1 7	医療救護計画.....	6-3 3
第 1 8	防疫計画.....	6-3 3
第 1 9	廃棄物等処理計画.....	6-3 3
第 2 0	家庭動物等対策計画.....	6-3 3
第 2 1	文教対策計画.....	6-3 3
第 2 2	住宅対策計画.....	6-3 3
第 2 3	被災建築物安全対策計画.....	6-3 4
第 2 4	被災宅地安全対策計画.....	6-3 6
第 2 5	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画.....	6-3 6
第 2 6	障害物除去計画.....	6-3 6
第 2 7	広域応援・受援計画.....	6-3 6
第 2 8	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画.....	6-3 6
第 2 9	防災ボランティアとの連携計画.....	6-3 6
第 3 0	災害救助法の適用と実施.....	6-3 6
第 4 節	災害復旧・被災者援護計画.....	6-3 6

第1節 総則

第1 計画の目的

本項について、本編の「第1章総則 第1節計画の目的」を準用する。

第2 計画の性格

本町地域防災計画は、基本法第40条の規定に基づき作成されている「北海道地域防災計画」の「地震防災計画編」は、別冊計画として策定されているが、本地震災害対策計画は、別冊にしないで内容を北海道に準拠して作成しているもので、本地震災害対策計画に定められていない事項については、「本章以外の計画」によるものとする。

第3 計画推進に当たっての基本となる事項（防災ビジョン）

本項について、本編の「第1章総則 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項（防災ビジョン）」を準用するものとする。

第4 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

（1）実施責任

ア 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行うこととしている。

イ 倶知安町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、当町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

ウ 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、倶知安町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

オ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町及び道その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

（2）防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本項について、本編の「第1章総則 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

(3) 町民及び事業者の基本的責務等

本項について、本編の「第1章総則 第6節 町民及び事業者の基本的責務等」を準用する。

第5 俱知安町の地形、地質及び社会的現況

本項について、本編の「第2章 俱知安町の概況 第1節 自然的条件」を準用する。

第6 俱知安町及びその周辺における地震の発生状況

本項について、本編の「第2章 俱知安町の概況 第3節 災害の概況 第3 俱知安町の地震災害」を準用する。

第7 俱知安町における地震の想定

本項について、本編の「第2章 俱知安町の概況 第3節 災害の概況 第3 俱知安町の地震災害」を準用する。

第2節 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1 町民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町運動を展開することが必要である。

(1) 家庭における措置

ア 平常時の心得

- (ア) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (イ) 崖崩れに注意する。
- (ウ) 建物の補強、家具の固定をする。
- (エ) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (オ) 飲料水や消火器の用意をする。
- (カ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (キ) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (ク) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

イ 地震発生時の心得

- (ア) まずわが身の安全を図る。
- (イ) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (ウ) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (エ) 火が出たらまず消火する。
- (オ) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (カ) 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- (キ) 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- (ク) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (ケ) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (コ) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (サ) 秩序を守り、衛生に注意する。

(2) 職場における措置

ア 平常時の心得

- (ア) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (イ) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (ウ) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (エ) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (オ) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

イ 地震発生時の心得

- (ア) まずわが身の安全を図る。
- (イ) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (ウ) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- (エ) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (オ) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (カ) 正確な情報を入手すること。
- (キ) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (ク) エレベーターの使用は避けること。
- (ケ) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

(3) 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- ア 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- イ あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- ウ 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

(4) 街など屋外でとるべき措置

- ア ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- イ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- ウ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

(5) 運転者のとるべき措置

ア 走行中のとき

- (ア) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (イ) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (ウ) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (エ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(1) 地震に強いまちづくり

- ア 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る
- イ 町及び国、道は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- ウ 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、ターミナル駅等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

(2) 建築物の安全化

- ア 町及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- イ 町及び国、道は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- ウ 町及び国、道は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- エ 町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- オ 町及び国、道は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- カ 町及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- キ 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、など総合的な地震安全対策を推進する。
- ク 町及び国、道は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

(3) 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(4) 通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

(5) ライフライン施設等の機能の確保

ア 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

イ 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

ウ 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

エ 町、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

(6) 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

(7) 液状化対策等

ア 町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

ウ 町及び国、道は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(8) 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

(9) 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

(10) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

ア 町は、地震防災対策特別措置法に基づき、本計画及び北海道地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

イ 計画対象事業

- (ア) 避難地
- (イ) 避難路
- (ウ) 消防用施設
- (エ) 消防活動用道路
- (オ) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
- (カ) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校（前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- (キ) 砂防設備、森林保安施設、地滑り等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (ク) 地域防災拠点施設
- (ケ) 防災行政無線施設、設備
- (コ) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (サ) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (シ) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (ス) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3 地震に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発

ア 町、道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

イ 町及び道並びに防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(ア) 啓発内容

- ① 地震に対する心得
- ② 地震に関する一般知識
- ③ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- ④ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ⑤ 災害情報の正確な入手方法
- ⑥ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑦ 百貨店等外出時における地震発生時の対処方法
- ⑧ 自動車運転時の心得
- ⑨ 救助・救護に関する事項
- ⑩ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- ⑪ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ⑫ 要配慮者への配慮
- ⑬ 各防災関係機関が行う地震災害対策

(イ) 普及方法

- ① テレビ、ラジオ、新聞の利用
- ② インターネット、SNSの利用
- ③ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- ④ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- ⑤ パンフレットの配布
- ⑥ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

ウ 町及び道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

(2) 学校等教育関係機関における防災思想の普及

ア 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

イ 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。

ウ 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

エ 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

(3) 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

(1) 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努める

とともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(2) 北海道防災会議の行う訓練

北海道防災会議は、防災関係機関及び関係市町村と共同して、次の訓練を実施する。

ア 防災総合訓練

地震・津波災害を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

イ 災害通信連絡訓練

地震情報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

(3) 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

ア 情報通信訓練

イ 広報訓練

ウ 指揮統制訓練

エ 火災防御訓練

オ 緊急輸送訓練

カ 公共施設復旧訓練

キ ガス漏洩事故処理訓練

ク 避難訓練

ケ 救出救護訓練

コ 警備・交通規制訓練

サ 炊き出し、給水訓練

シ 災害偵察訓練等

(4) 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

(5) 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

(6) 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本項について、本編の「第4章 災害予防計画 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6 相互応援(受援)体制整備計画

本項について、本編の「第4章 災害予防計画 第5節 相互応援(受援)体制整備計画」を準用する。

第7 自主防災組織の育成等に関する計画

本項について、本編の「第4章 災害予防計画 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8 避難体制整備計画

本項について、本編の「第4章 災害予防計画 第7節 避難体制整備計画」を準用する。

第9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本項について、本編の「第4章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、市町村火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

ウ ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3) 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

ア 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

イ 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の

危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

(5) 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- ア 消防力等の整備
- イ 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練
- エ 査察その他の予防指導
- オ その他火災を予防するための措置

第11 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

(1) 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- ア 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- イ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- ウ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- エ 事業所等における自主保安体制の確立強化
- オ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- カ 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- キ 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

(2) 危険物保安対策

ア 事業者

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 消防本部・倶知安消防署（倶知安町）、北海道

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 北海道警察（倶知安警察署）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

エ 北海道産業保安監督部

鉱山における高圧ガス、石油貯蔵タンク、パイプライン等の危険物については、適切な保安措置、管理、取扱作業に対する従業員への保安教育の徹底、自主保安体制の確立を指導するほか、立入検査等により保安対策について監督、指導を行うものとする。

(3) 火薬類保安対策

ア 事業者

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

イ 北海道産業保安監督部

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- ③ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- ④ 事業者の予防対策について監督・指導する。

ウ 北海道

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- ③ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 北海道警察（倶知安警察署）

- ① 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- ② 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ③ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

オ 消防本部・倶知安消防署（倶知安町）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

（４）高圧ガス保安対策

ア 事業者

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 北海道産業保安監督部

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 北海道

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- ③ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

エ 北海道警察（倶知安警察署）

- ① 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

オ 消防本部・倶知安消防署（倶知安町）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

（5）毒物・劇物災害対策

ア 事業者

- ① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 北海道

- ① 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

ウ 北海道警察（倶知安警察署）

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

エ 消防本部・倶知安消防署（倶知安町）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

（6）放射性物質災害対策

ア 事業者

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- ② 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 消防本部・倶知安消防署（倶知安町）

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 北海道警察（倶知安警察署）

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- ② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第12 建築物等災害予防計画

(1) 建築物の防災対策

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

ア 木造建築物の防火対策の促進

町は、建築物の不燃化など都市防災を図るため、低層過密の市街地等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

イ 木造建築物の防火対策の促進

町及び道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

ウ 既存建築物の耐震化の促進

町及び国は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

エ ブロック塀等の倒壊防止

道及び市町村は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

オ 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

カ 被災建築物の安全対策

(ア) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

(イ) 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

(2) 崖地に近接する建築物の防災対策

ア 町及び道は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

イ 町及び道は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、町、国及び道は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進するものとする。

第13 土砂災害の予防計画

本項について、本編の「第4章 災害予防計画 第16節 土砂災害の予防計画」を準用する。

第14 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1) 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」(1964年)を契機として、認識されたところである。「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年(2003年)十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

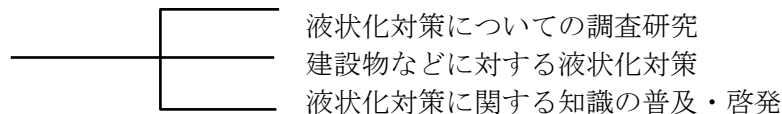
また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

(2) 液状化対策の推進

ア 町及び道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)

液状化対策の推進



イ 液状化対策の調査・研究

町及び道並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

ウ 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

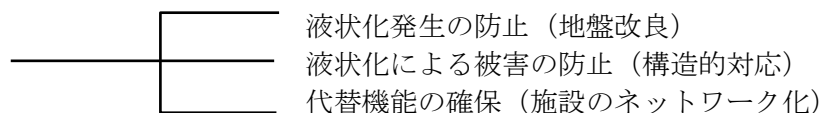
(ア) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

(イ) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

(ア) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
が考えられる。

(手法の体系)

液状化の推進



エ 液状化対策の普及・啓発

町及び道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15 積雪・寒冷対策計画

本項について、本編の「第4章 災害予防計画 第17節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16 複合災害に関する計画

本項について、本編の「第4章 災害予防計画 第18節 複合災害に関する計画」を準用する。

第17 業務継続計画の策定

本項について、本編の「第4章 災害予防計画 第19節 業務継続計画の策定」を準用する。

第3節 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

俱知安町災害対策本部及び北海道災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができるとの体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、国の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

以下、本節について、本編の「第3章 防災組織」を準用する。

第2 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ウ 地震に関する情報の種類と内容

(ア) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	(略)	(略)
震源に関する情報	(略)	(略)
震源・震度情報	- 震度 1 以上 - 津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	(略)	(略)
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ - マグニチュード 7.0 以上 - 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）

(イ) 地震活動に関する解説資料等

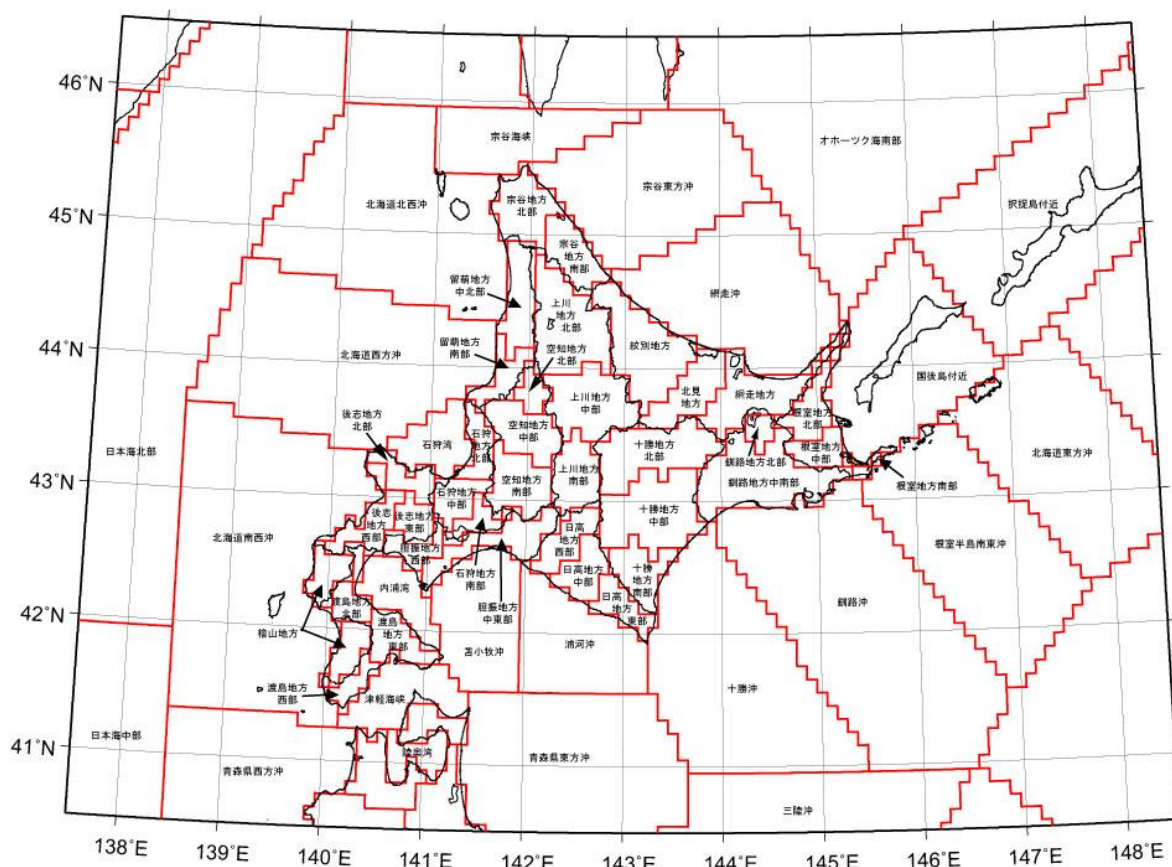
地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、道内の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・道内で震度5弱以上を観測 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の道内及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

- (2) 地震に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び予報区
 ア 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



イ 震央地名



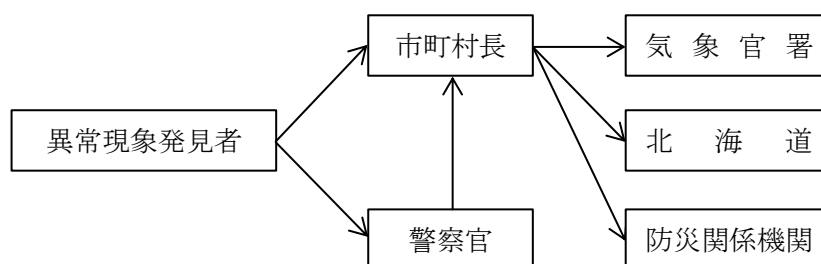
(3) 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び札幌管区気象台等関係機関に通報する。

ア 異常現象

(ア) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変

【通報系統図】



(平成21年3月31日)

気象庁震度階級関連解説表

使用に当たっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の1階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

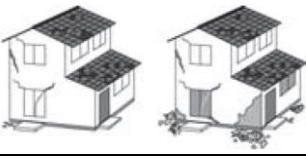
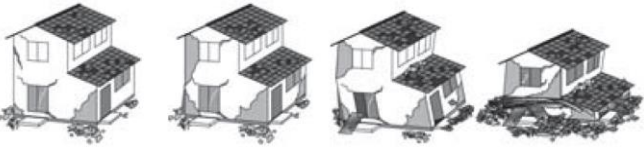
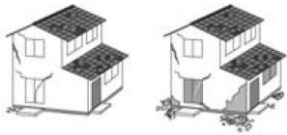
※資料編3-11：気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわなと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度階級関連解説表の「木造建物（住宅）の状況」に絵を加え被害の状況をイメージしやすくしたものです。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地滑りが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地滑りや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※ 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※ 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※ 3 大規模な地滑りや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3 災害情報等の収集、伝達計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第4 災害広報・情報提供計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5 避難対策計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難対策計画」を準用する。

第6 救助救出計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第9節 救助救出計画」を準用する。

第7 地震・火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

(1) 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、予め、概ね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

ア 住宅密集地域の火災危険区域

イ 崖崩れ、崩壊危険箇所

ウ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

(3) 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- ・ 消防相互応援
- ・ 広域航空消防応援
- ・ 緊急消防援助隊による応援

(4) 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、予め地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、概ね次のとおりである。

ア 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

イ 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による

消防水利の確保に努める。

ウ 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

エ 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8 災害警備計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第12節 災害警備計画」を準用する。

第9 交通応急対策計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第10 輸送計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第14節 輸送計画」を準用する。

第11 ヘリコプター等活用計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12 食料供給計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第15節 食料供給計画」を準用する。

第13 給水計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第16節 給水計画」を準用する。

第14 衣料・生活必需物資供給計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第17節 衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第15 石油類燃料供給計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第16 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

（1）上水道

ア 応急措置

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

イ 広報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

（2）下水道

ア 応急復旧

下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

イ 広報

下水道管理者は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

(3) 電気

ア 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

イ 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

(4) ガス

ア 応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

イ 広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(5) 通信

ア 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

イ 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

(6) 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

(7) 上記の他、本編「第5章 災害応急対策計画」の「第19節 電力施設災害応急計画」、「第20節 ガス施設災害応急計画」、「第21節 上下水道施設対策計画」及び「第2節 災害通信計画」を準用する。

第17 医療救護計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第10節 医療救護計画」を準用する。

第18 防疫計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第11節 防疫計画」を準用する。

第19 廃棄物等処理計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第20 家庭動物等対策計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第28節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第21 文教対策計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第26節 文教対策計画」を準用する。

第22 住宅対策計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第23 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

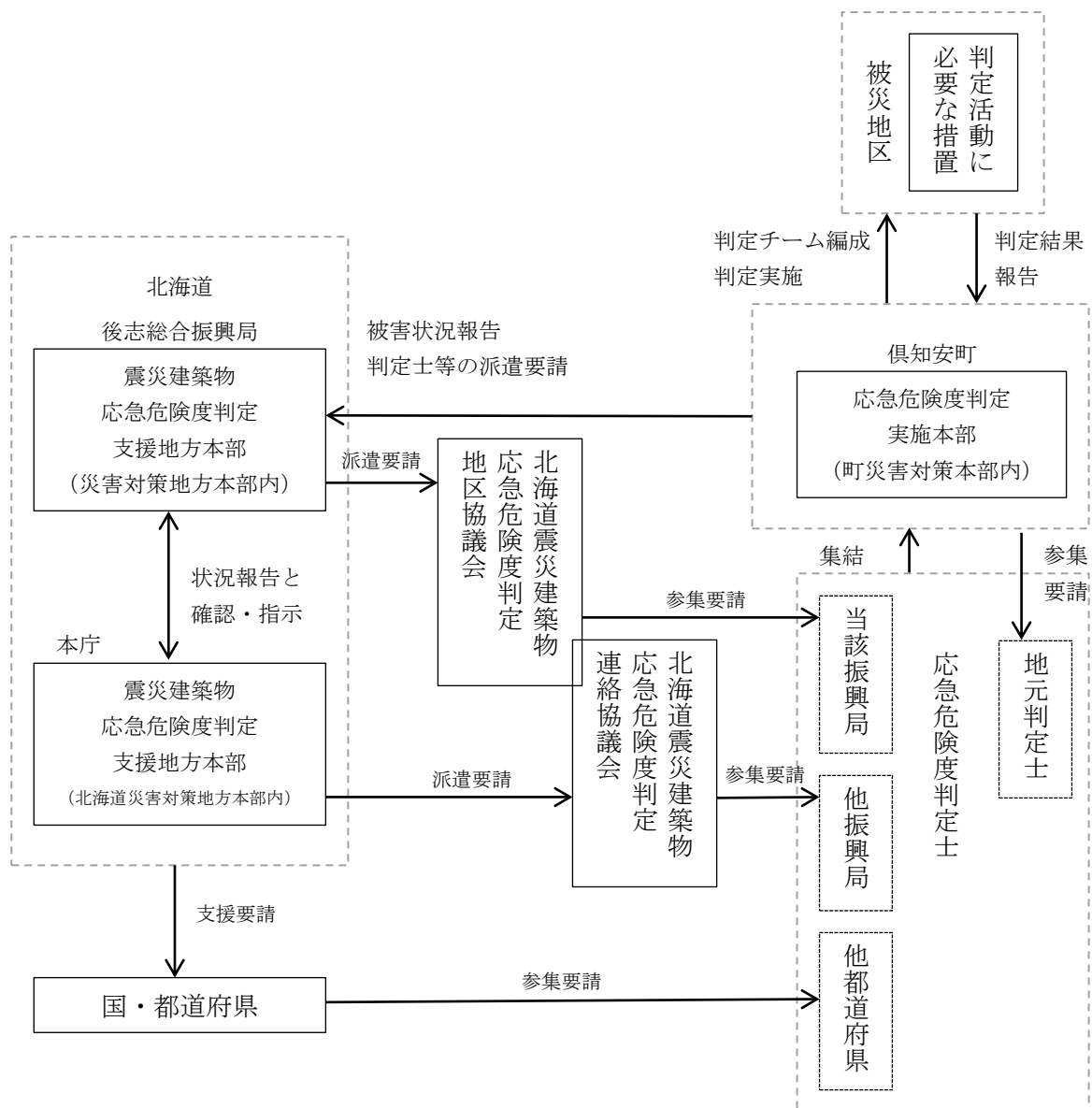
(1) 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

ア 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



イ 基本的事項

(ア) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(イ) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(ウ) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(ア) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(イ) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(2) 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

ア 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

イ 実施主体及び実施方法

(ア) 倶知安町及び北海道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(イ) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(ウ) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A 3 (42.0cm×29.7cm)以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(エ) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24 被災宅地安全対策計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26 障害物除去計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第27 広域応援・受援計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第28 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29 防災ボランティアとの連携計画

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第31節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30 災害救助法の適用と実施

本項について、本編の「第5章 災害応急対策計画 第34節 災害救助法の適用と実施計画」を準用する。

第4節 災害復旧・被災者援護計画

本節について、本編の「第10章 災害復旧・被災者援護計画」を準用する。